

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

青森市立甲田小学校
校長 米田 学

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「甲田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、早期対応に当たる。

2 いじめを未然に防止するために

＜児童に対して＞

- ・児童一人一人が認められ、互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業・自力で解ける授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいの存在であるといった命の大切さを特別の教科 道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・縦割り班を活用した「甲田っ子タイム」を設定し、児童相互の絆づくり（人間関係づくり）を強めるための交流活動を実施する。

＜教員として＞

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図ることができるよう、子どもが活躍できる授業を行うことに日々努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を全教職員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の小さな変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。

- ・児童や保護者からの話を親身になって聴く、「傾聴」の姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人權感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告・連絡・相談や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

＜学校全体として＞

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「子どもを語る会」を隔週に実施し、いじめの有無だけでなく、特に見守りが必要な“気になる児童”についての情報交換を行う
- ・「いじめ問題」に関する校内研修（特別支援・生徒指導会議等）を行い、「いじめ」について教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長や生徒指導主任が、「いじめ問題」に関する講話を**全校朝会**で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」防止に関する全校的な取組を行う。（縦割り班清掃、生活委員会中心のリトルJUMP、甲田っ子タイム、企画委員会中心の「甲田っ子宣言」、あいさつ運動における児童観察）
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・長期休業中の校内研修において、児童理解とその対応の仕方についての現職教育を実施し、全教職員が共通認識をもった指導体制の充実を図る。
- ・長期休業明けの道徳科の授業及び学級活動等の時間に、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点とした授業を実施し、いじめの未然防止に努める。

＜保護者・地域に対して＞

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、PTA全体会、各学年集会等で伝えて、理解と協力をお願いする。また、学校での取組を「学校便り」や「学級通信」、「学校HP」などで発信する。
- ・下校ボランティア、放課後児童会から積極的に情報を収集し、いじめの未然防止に努める。（下校ボランティアにおいては下校時、放課後児童会においては放課後、情報交換を実施する。）

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見にむけて…「変化に気付く」＞

- ・児童の様子について担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・学校生活アンケート調査を学期に1回実施し、教職員全体で共有する。また、月2回「子どもを語る会」を設け、指導の方向性や今後の方針について共通理解する。
- ・いじめアンケート調査を毎月実施し、生徒指導主任が取りまとめ、翌月10日までに「(月例) いじめの状況報告書」を青森市教育委員会へ提出する。
- ・学校生活アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる…「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えを、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や自己存在感を感じられるような励ましを行う。

- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

＜早期の解決を…「傷口は小さいうちに」＞

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。「いじめの認知」(指導)は躊躇することなく、積極的に行う。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷付け、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止等対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長とする。構成員の中から、「いじめ防止推進教師」を任命し、教職員が気付いた児童の些細な変化に関する情報を集約し、分析する体制を構築する。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任（担任）を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの認知及び初期対応後に「いじめ対応シート」を作成し、青森市教育委員会へ提出する。
- ・いじめの事実を確認した場合の青森市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、青森県教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということをPTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。